



規 則

鳥取縣規則第二號

災害救助法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛、治

災害救助法施行細則

第一條 災害救助法（以下法という）の救助を必要と認める災害が発生したときは、市町村長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。但し事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めるときは、救助の實際に着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し、その後の處置に關し指揮を請われなければならない。

第二條 災害救助法施行規則（以下規則という）第一條の公用令書は様式第一號による。

昭和二十三年一月二十七日  
第千八百七十七號

火 曜 日

本書ノハキサハ國定規格ノ列ヲ

前項の公用令書を交付したときは、様式第二號による強制物件臺帳にこれを登録するものとする。

規則第一條の公用變更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件臺帳に事由を詳記してこれを訂正又は抹消するものとする。

第三條 當該吏員は規則第二條の規定により物資の引渡しを受け、受領調書を作成する場合に於ては其物資の所有者又は権限に基いてその物資を占有する者（以下占有者という）を立替わせなければならない。但しやむを得ない場合においてはこの限りでない。

第四條 前條の受領調書には左の事項を記載し、これを二通作成のうえ當該吏員及びその作成に立會つた所有者又は占有者が各通に記名し印を押さなければならない。

一、受領する都道府縣名

00713

二、受領した物資の名稱、種類及び數量  
 三、受領した年月日  
 四、受領した場所  
 五、受領調書を作成した年月日  
 六、その他必要と認める事項  
 第五條 法第二十七條第四項の規定により當該吏員が立入検査について携帯しなければならない證票は様式第三號による。  
 第六條 規則第四條の公用令書及び公用取消令書は様式第四號による。  
 前項の公用令書を交付したときは様式第五號による救助従事者臺帳にこれを登録するものとする。  
 規則第四條の公用取消令書を交付したときは、救助従事者臺帳に事由を詳記してこれを抹消するものとする。  
 第七條 公用令書、公用變更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領證に受領の年月日を記入し印を押して直ちにこれを返さなければならぬ。

第八條 法第二十五條の規定によつて救助に關する業務に協力させる者に對しては、様式第六號の公用令書を交付しなければならない。但しその暇がないときは、この限りでない。  
 公用令書を交付したときは様式第七號による救助協力者臺帳にこれを登録するものとする。  
 第九條 規則第四條第二項の規定による届書には左の書類を添付しなければならない。  
 一、負傷、疾病により従事することができない場合に於いては醫師の診斷書  
 二、天災その他とげられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官吏、その他當な官公吏の證明書  
 第十條 規則第六條の扶助金支給申請書は、様式第八號による。  
 救助に關する業務に協力した者で第十條第一項但し書により公用令書の交付を受けない者は、協力命令を受けざるの居住地の市町村長又は警察署長の證明書を添

00714

00500

しななければならない。  
 第十一條 法第三十條の規定により委任を受けた市町村長は委任を受けた職權を行使するときは直ちにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。  
 附 則  
 この規則は昭和二十二年十月三十日からこれを適用する。  
 様式第一號

月 日  
 鳥取縣知事 氏 名 印  
 切 取 線  
 公用令書 發付番號第 號 受 領 證  
 一、公用令書 右 受 領 した。  
 年 月 日  
 住所(所在地) 氏 名 印  
 (法人其の他の團體についてはその名稱)  
 鳥取縣知事殿  
 收用管理使用の場合は右に準じて定めること。  
 様式第二號

公用令書 發付番號第 號 公用令書  
 住所(所在地) 氏 名  
 (法人其の他の團體についてはその名稱)  
 1、保管すべき物資の種類、數量  
 2、保管すべき物資の所在、場所  
 右について左のとおり保管を命ずる  
 保管の期間 自 年 月 日 至 年 月 日 日間  
 保管の場所  
 ○○○○

公用令書 發付番號第 號  
 公用令書 發付年月日 年 月 日  
 強制物件臺帳  
 所有者住所 氏 名

占有者住所

氏名

法人その他の団体についてはその名稱

様式第三號

(回 裝)

保管すべき物資の種類、數量	保管すべき物資の所在、場所	保管を命じた期間	保管を命じた場所
○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

損失補償欄		
区分	金額	備考
損失補償請求者	年月日	損失補償年月日

収用管理使用の場合は右に準じて定めること。

災害救助法第二十七條の規定による  
立入検査證書

鳥取縣海津投養災害救助法第二十七號  
鳥取縣公署印  
第 號  
年 月 日 行  
氏 名

様式第四號 (一)

従事命令書第 號

公用令書

居住又は就業の場所

職業 氏名

年 月 日生

右の者左のとおり従事を命ずる

従事すべき救助業務

従事すべき場所

従事すべき期間 至自 年 年 月 月 日 日

出頭すべき日時 及 場所

○ ○ ○ ○ ○

年 月 日

鳥取縣知事 氏 名 國

切取線

従事命令書第 號

受領證

公用令書

右受領した。

年 月 日 午前 時 分

居住又は就業の場所

鳥取縣知事 氏 名 殿 氏 名 國

鳥取縣知事 氏 名 殿

法人其の他の団体の場合は右に準じて定めること

様式第四號 (二)

従事取消令書發付番號第 號

公用取消令書

従事命令書發付年月日 年 月 日

居住又は就業の場所

職業 氏 名

年 月 日生

右の者その従事命令を取消す

年 月 日

00717

鳥取縣知事 氏 名 國

從事取消令書の交付を受けた者の心得

從事取消令書の交付を受けた者はこの令書に添付してある受領證に受領年月日とその日時を記入し印をおして直ちにこれを返さなければなりません。

切 線

從事取消令書 書發付番號 第 號 受 領 證

一、公用取消令書

右 受 領 し た。

年 月 日 午前 時 分

居住又は就業の場所

氏 名 國

鳥取縣知事 氏 名 殿

法人其の他の團體の場合は右に準じて定めること。  
第一條の公用變更令書及び公用取消令書の様式も右に準じて定めること。

様式第五號

從事令書 發付番號 第 號  
從事令書發付年月日 年 月 日

救助従事者臺帳

居住又は就業の場所

職 業 氏 名  
年 月 日 生

從事すべき救助業務

從事すべき場所

從事すべき期間

出頭すべき場所

出頭すべき日時

備 考

負傷し、疾病にかゝり又は死亡した時、  
負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場所、  
死亡の原因、  
傷病の程度、  
傷病の程  
度及び  
状況

00718

考

負傷し、疾病にかゝり又は死亡した時本人との關係のあつた主な親族の状況

氏 名 本人との続柄 生年月日 職業 備考

扶助金の種類 金額 支給年月日 備考

扶助金支給欄

法人その他の團體の場合は右に準じて定めること。

様式第六號及び第七號は様式第四號及び第五號に準じて定めること。

様式第八號

災害救助法による 障害 遺族 葬祭 扶助金支給申請書

負傷し、疾病にかゝり死亡した者の住所氏名  
負傷し、疾病にかゝり又は死亡した日時及場所

負傷し、疾病にかゝり又は死亡した原因  
傷病の程度  
及び  
身体  
の  
現  
況

氏 名 本人との続柄 生年月日 職業 備考

負傷し、疾病にかゝり又は死亡した時本人との關係のあつた主な親族の状況

災害救助法第二十九條の規定による扶助金を支給されたく別紙診断書を添えて申請する。

年 月 日 住 所

氏 名 國

鳥取縣知事 氏 名 殿

備考 親族の状況は遺族及び葬祭扶助金請求の場合記載すること。

00500

00500

告示

鳥取縣告示第二十二號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により八頭郡八上村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、昭和二十三年一月二十八日より同一年一月三十一日まで

鳥取縣告示第二十三號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫を次のように指定した。

昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

診療科名 診療所 診療所々在在 保險醫氏名 指定年月日

産婦人科 松岡醫院 鳥取市行徳九ノ二松岡新平 昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣告示第二十四號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く齒科醫師たる保險醫を次の通り指定した。

昭和二十三年一月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

診療科名 診療所々在在 保險醫氏名 指定年月日

齒科 鳥取縣西伯郡淀江町六六 石原正邦 昭和二十三年一月二十七日

昭和二十三年一月二十七日印刷  
昭和二十三年一月二十七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町

00719